

1 委託業務名

「地域におけるジェンダー平等推進事業」企画・運營業務委託

2 事業目的

地域におけるジェンダー平等を推進するため、地域住民を対象とした啓発イベントの開催及び様々な広報媒体の活用による普及啓発を行う。

3 履行期限

令和9年3月31日（火）

4 委託費

3,578,900円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

5 事業内容

1) 地域住民を対象とした啓発イベントの開催

ア 目的

地域におけるジェンダー平等を推進するため、地域住民の方々を対象に、一人ひとりに気づきと行動変容を促す普及啓発イベントを開催する。

また、市町村及び県男女共同参画地域推進員(以下、「地域推進員」という。)と連携・協働して開催することにより市町村の継続した取組のきっかけとする。

イ 対象

若者から高齢者まで、様々な世代を対象とする。

特に、これまで男女共同参画やジェンダー平等に関心の低かった地域住民の方や地域づくりに大きな役割を担っている自治会、地域コミュニティ、女性団体、家庭教育学級などの地域団体の方の参加を促す。

ウ 内容

① 講演等

一般的な講演に限定せず、例えばジェンダーに関連のある落語などジェンダー平等や男女共同参画に関心の低い層が興味を持ち、考えるきっかけとなるような内容とする。

② 事例発表

開催市町村において、男女共同参画・ジェンダー平等を推進する取組を行っている地域推進員による事例発表を行う。

③ ワークショップ

一人ひとりに気づきと行動変容を促すための意見交換等を行う。

エ 開催地域、回数、時間

県内3市町村（本土2、離島1）で1回ずつ開催(※)。

1回あたり3時間程度とする。

※ 開催地については、質問回答期限時に県ホームページ上で示す。

オ 参加方式

対面

カ 参加者数

各回 50 人～150 人程度とする。（提案内容による増減は可）

なお、参加者募集に当たっては、ポスター・チラシの作成のほか、様々な世代から多くの参加者を呼びこむための広報や仕掛けを行うこととする。

キ 会場

参加者の利便性を踏まえた会場を選定すること。

また、対面参加者が和やかな雰囲気に参加できる会場（屋内外は問わない。）や演出とする。

ク 参加料

無料とする。

ケ 開催時期

概ね令和 9 年 1 月頃までに開催

(2) 様々な広報媒体を活用した効果的な普及啓発

ア 目的

既存の広報ツール(鹿児島県ジェンダー平等推進のシンボルデザイン、県が作成したジェンダー平等に関する啓発動画、かごしまジェンダー平等推進ポータルサイト)を活用し、街頭ビジョンや SNS 広告等の様々な媒体で情報発信を行い、男女共同参画・ジェンダー平等に関する普及啓発を図る。

イ 内容

① 県作成の男女共同参画・ジェンダー平等推進に関する啓発動画を活用し、街頭ビジョンや SNS 広告等を通じた広報を実施する。（動画データは県が提供する。）

② その他、独自の提案による効果的な普及啓発

ウ 実施時期

業務委託契約締結後速やかに着手し、期間限定的な配信とするのではなく、委託期間を通じて配信を行うよう努めることとする。

6 委託業務内容

「5 事業内容」に関する以下の企画運營業務を委託する。

なお、下線部分については、事業企画書に内容を記載すること。

(1) 地域住民を対象とした啓発イベントの開催

ア 事業企画書の作成

イ 司会者、講演等の出演者、コーディネーターの選定、依頼・調整及び手配

ウ 開催市町村との連絡・調整

エ 会場及び演出の提案・会場確保(必要に応じて開催市町村と調整すること。)

オ 事業実施スケジュールの作成及び進行管理

カ 参加者の募集(募集ポスター(各 90 枚程度)・チラシ(各 5,000 枚程度)の作成、広報活動等)

キ 参加申込の受付及びその個人情報の管理

- ク 参加者への通知・連絡
- ケ 当日資料の作成
 - ・ プログラム
 - ・ 運営マニュアル（タイムスケジュール、スタッフ配置表等）
 - ・ 当日配布資料
 - ・ アンケート様式 等
- コ 当日運営
 - ・ 時間管理
 - ・ 司会者や講演等の出演者、コーディネーター、運営スタッフ等の配置
 - ・ 参加者の受付、誘導及び場内整理
 - ・ 会場の設営・撤去（県が所有するパネル展示やかごしまジェンダー平等推進のシンボルデザインの掲示等を含む。）
 - ・ 託児対応（6か月～未就学児）
- サ 事業開催時の参加者へのアンケートの実施、回収、集計及び分析
- シ 県民への効果的な情報発信に繋がるような開催記録の作成
- ス 事業報告書の作成
- セ その他事業実施に必要な業務

(2) 様々な広報媒体を活用した効果的な普及啓発

ア 街頭ビジョン等を通じた広告

- ① 利用する街頭ビジョンの選定や広告ターゲットの設定、広告期間・頻度の調整
- ② 街頭ビジョンの手配
- ③ その他事業実施に必要な業務

イ SNS 広告を通じた広告

- ① 利用する SNS の選定や広告配信するターゲットの設定、広告期間・頻度の調整
- ② SNS 広告の手配
- ③ その他事業実施に必要な業務

ウ その他、独自の提案による効果的な普及啓発

7 成果品

以下に定める成果品を、指定する期限までに鹿児島県へ提出する。

成果物	期限
(1) 地域住民を対象とした啓発イベントの開催	
・ 事業報告書（データ及び紙）	令和9年3月31日（水）
・ 開催記録	令和9年3月31日（水）
(2) 様々な広報媒体を活用した効果的な普及啓発	
・ 事業報告書（データ及び紙）	令和9年3月31日（水）

8 著作権等の取扱い

- (1) 本委託業務に関する制作物の著作権は、鹿児島県に帰属するものとする。
- (2) 本著作権には、著作権法第27条及び第28条で定める権利を含む。
- (3) 受託事業者は、鹿児島県の同意を得なければ、著作権法第18条及び第20条に規定

されている権利を行使することができない。

(4) 成果品の利用（二次利用等）については、県が使用するために必要な範囲で、随時利用できるものとする。

9 その他

(1) 本委託業務の実施に当たっては、男女共同参画・ジェンダー平等の視点に十分に配慮することとする。（県男女共同参画基礎講座等の県主催の男女共同参画・ジェンダー平等に関する講座やセミナーへの参加・学習経験があることが望ましい。）

(2) 本委託業務は、市町村と連携・協働して実施することとしている。そのため、実施に当たり、市町村担当者等も交えて必要な協議や打合せ等を行う。

(3) 以下については県と協議の上、決定・実施する。

ア 地域住民を対象とした啓発イベントの開催

- ・ 開催（実施）日時、会場、内容
- ・ 司会者や講演等の出演者、コーディネーター、事例発表を行う地域推進員
- ・ ポスター・チラシ、アンケート用紙、当日のプログラム等の配布する印刷物
- ・ 当日の展示物（パネル等）

イ 様々な広報媒体を活用した効果的な普及啓発

- ・ 利用する広告媒体、広告ターゲットの設定、広告期間・頻度の調整

(4) その他本仕様書に定めのない事項については、県と協議して決定する。

【参考】

用語	解説
男女共同参画社会	<p>すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会であり、男女共同参画社会基本法第2条第1号においては、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されている。</p>
固定的な性別役割分担意識	<p>男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。(国第5次男女共同参画基本計画から)</p>
無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス)	<p>誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。(国第5次男女共同参画基本計画から)</p>

【参考 URL】

- 第4次鹿児島県男女共同参画基本計画
<https://www.gender-e.pref.kagoshima.jp/topics/2470/>
- 第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～
 (内閣府男女共同参画局)
https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th-2/index.html
- 鹿児島県男女共同参画地域推進員制度
<https://www.gender-e.pref.kagoshima.jp/study/promoter/>
- かごしまジェンダー平等推進ポータルサイト
<https://www.gender-e.pref.kagoshima.jp/>
- 鹿児島県ジェンダー平等推進のシンボルデザイン
<https://www.gender-e.pref.kagoshima.jp/project/design/>
- 県作成のジェンダー平等推進に関する啓発動画
<https://www.gender-e.pref.kagoshima.jp/topics/2092/>